大阪府知事様

　大阪産(もん)名品認証制度実施要領の規定により、下記のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請年月日(和暦) | 　　　　年　　月　　日 |

１．申請事業者情報

企業、事業者の基礎情報を記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| (1)申請事業者名称(企業、団体名) |  |
| (2)申請者名称(フリガナ) |  |
| (3)代表者職 |  |
| (4)代表者氏名 |  |
| (5)代表者氏名(フリガナ) |  |
| (6)申請事業者住所※本社又は主たる事業所の所在地 | 〒 |
| (7)電話番号(代表電話) |  |
| (8)ホームページアドレス |  |

２．申請担当者情報

本申請の担当者情報を記入してください。申請内容の確認等に使用します。

|  |  |
| --- | --- |
| (1)担当者職 |  |
| (2)担当者氏名 |  |
| (3)担当者氏名(フリガナ) |  |
| (4)担当者電話番号(直通) |  |
| (5)担当者メールアドレス |  |
| (6)担当者住所※該当する□を■に変更 | □１-(6)に記入した申請者事業者住所と同じ□１-(6)に記入した申請事業者住所と異なる |
|  | (7)担当者住所※1-(6)の申請事業者住所と異なる場合のみ記入 | 〒 |
| (8)認証証書の送付先※該当する□を■に変更 | □申請事業者住所(１-(6)に記入した住所に送付)□担当者住所(２-(7)に記入した住所に送付) |

３．認証の継続を申請する商品について

|  |  |
| --- | --- |
| (1)認証番号　※３桁で記入 | 第　　　号 |
| (2)認証商品名※対象となる商品名を全て記入 |  |
| (3)商品名(フリガナ)※(2)で記入した商品名全てについて記入 |  |
| (4)主な販売場所 |  |
| (5)商品製造者※該当する□を■に変更 | □申請事業者と同じ□申請事業者と異なる((6)(7)(8)に記入) |
|  | (6)製造者名称 |  |
|  | (7)製造者名称(フリガナ) |  |
|  | (8)製造者住所 | 〒 |

４．商品の製造場所について

製造場所が複数ある場合は最も製造量の多い製造場所について記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| (1)製造事業所名称 |  |
| (2)製造事業所住所 | 〒 |
| (3)(1)の製造事業所で行っている工程　※該当する□を■に変更 | □全工程(原材料の加工から商品の包装まで)□工程の一部のみ((4)に概要を記入) |
|  | (4)概要 |  |

５．申立て事項

※各申立て事項について該当する□を■に変更

「いいえ」を選択した場合は、認証の継続を受けることはできません。

|  |
| --- |
| (1)本申請にあたり提出した資料については、事実に相違ありません。 |
|  | □はい□いいえ |
| (2)大阪産(もん)名品認証制度実施要領及び大阪産(もん)名品認証制度実施要領細則を遵守します。 |
|  | □はい□いいえ |
| (3)本申請内容に疑義が生じて調査が必要となった場合は、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出し、調査の結果、申請の要件を満たさないと判断された場合には、審査の対象から除外されても、何ら異議の申し立てを行いません。 |
|  | □はい□いいえ |
| (4)大阪産(もん)名品認証の継続を受けることとなった場合は、下記事項を遵守します。　・食品衛生法をはじめ、食品の製造に関する法令を遵守し、安全な食品を製造します。　・その他、関係法令を遵守します。　・認証を受けた商品の製造又は販売等を通じて、当該商品の情報発信を積極的に行い、大阪産(もん)名品をPRし、ブランドイメージ向上に努めます。　・大阪産(もん)名品をPRするに当たっては、認証マークの積極的な使用に努めます。また、大阪産(もん)名品認証制度実施要領細則を遵守し、認証マークを適正に使用します。　・認証を受けた商品の品質、流通、販売等において、事故等の問題が生じたときは、申請者がその責任を負います。 |
|  | □はい□いいえ |
| (5)代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、大阪府暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員、同条第３号に規定する暴力団員等及び同条第４号に規定する暴力団密接関係者ではありません。 |
|  | □はい□いいえ |
| (6)法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者ではありません。 |
|  | □はい□いいえ |
| (7)公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者ではありません。 |
|  | □はい□いいえ |

|  |
| --- |
| (8) 大阪産(もん)名品認証の継続を受けることとなった場合は、その事実について、公表されることに異議はありません。(事業者名と認証を受けている事実は原則公表事項となり、府ホームページ等で公開します。) |
|  | □はい□いいえ |

６．大阪産(もん)等事業者限定メールへの登録について

|  |  |
| --- | --- |
| (1)大阪産(もん)等事業者限定メールへの登録について※該当する□を■に変更 | □希望する□希望しない |
|  | (2)希望する場合のメールアドレス※該当する□を■に変更 | □２-(5)に記入した担当者メールアドレスと同じ□別のメールアドレスを希望( (3)(4)(5)を記入) |
|  |  | (3)希望するメールアドレス |  |
|  |  | (4)担当者氏名 |  |
|  |  | (5)担当者氏名(フリガナ) |   |